

定款・細則・内規・会計処理要項

2023年 6月



京都東山ロータリークラブ

京都東山ロータリークラブ定款

第1条 定義

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1. 理事会： | 本クラブの理事会 |
| 2. 細則： | 本クラブの細則 |
| 3. 理事： | 本クラブ理事会の理事 |
| 4. 会員: | 名誉会員以外の本クラブ会員 |
| 5. RI : | 国際ロータリー |
| 6. 衛星クラブ | 潜在的クラブ。その会員はいずれかのクラブの会員でもある。 |
| (該当する場合) : | |
| 7. 書面： | 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。 |
| 8. 年度： | 7月1日に始まる12カ月間 |

第2条 名称

本会は、京都東山ロータリークラブとする。（国際ロータリー加盟会員）

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：京都市山科区および東山区全域。

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある；

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 会合

第1節—例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができが、3回を超えて続けて例会を取りやめなければならない。
- (e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節 (c) と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節 (d) の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。

(f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節—年次総会。

(a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。

(b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

第3節 — 理事会の会合。理事会のすべての会合後 30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第8条 会員身分

第1節—全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節—種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。本条第7節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員としてRIに報告される。

第3節—正会員。RI定款第4条第2節(a)の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節—衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとして RIから加盟が認められるまで続く。

第5節—二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

(a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別の別のクラブに所属することはできない、または

(b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第6節 — 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

(a) 会費の納入を免除される

(b) 投票権を持たない

(c) クラブのいかなる役職にも就かない

(d) 職業分類を持たない

(e) クラブのあらゆる会合に出席でき、クラブのその他のあらゆる特権を享受できるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特権も認められない。例外として、ロータリアンの来賓としてではなく訪問する権利がある。

第7節—例外。細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

第9条 クラブの会員構成

第1節—一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活

動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節—多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条 出席

第1節—一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも60パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトに例会が掲載されてから1週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をマークアップする
 - (1)他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。
 - (2)他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3)理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 - (4)理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
 - (5)クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
 - (6)ローターアクトクラブ、インタークトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インタークトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
 - (7)RI国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI理事会またはRI会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第2節—遠方での勤務中の長期の欠席。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節—その他のロータリー活動による欠席。欠席のマークアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員またはRI委員会の委員、TRF管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。

- (d) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メーカップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはTRFの提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第4節—RI役員の欠席。会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節—出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の12カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

第6節—出席の記録。本条第5節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第4節または第5節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第7節—例外。細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

第11条 理事および役員および委員会

第1節—管理主体。本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第2節—権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節—理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第4節—役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができます。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節—役員の選挙。

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙

されかつ適格となるまで在任する。

- (b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。
- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節—本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長(chair)であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を隨時提出する。

第7節—委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条 会 費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第13条 会員身分の存続

第1節—期間。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節—自動的終結。

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節—終結—会費不払。

- (a) 手続。期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後10日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第4節—終結—欠席。

- (a) 出席率。会員は、

- (1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも12時間参加しているか、または、バランスの取れた割合で両方を満たしていかなければならない。および
- (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない（RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めないと認めない限り、会員身分を終結されることがある。

- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めないと認めない限り、または第10条第4節もしくは第5節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またマークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。
- (c) 例外。細則は、第13条第4節に従わない規定を含めることができる。

第5節—終結—その他の理由。

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第8条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとす

る。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第6節—会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第17条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第7節—理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかつた場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第8節—退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行うものとする。理事会がその申出を受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第9節—資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節—一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員の会員身分についていかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取られるべきである場合、および、
- (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかのクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができます。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第14条 地域社会、国家、および国際問題

第1節—適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係

争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第2節—支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第3節—政治的主題の禁止。

(a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関する行動を起こさないものとする。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第4節—ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第15条 ロータリーの雑誌

第1節—購読義務。本クラブがRI理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第2節—購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RIまたはRI理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第16条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第17条 仲裁および調停

第1節—意見の相反。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第2節—調停または仲裁の期限。要請を受理してから21日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第3節—調停。調停の手続きは、

(a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または
(b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または

(c) RI理事会もしくはTRF管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。

ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任

命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

- (a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を1部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節—仲裁。仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ1名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は1名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第5節—仲裁人または裁定人の決定。仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第18条 細則

本クラブは、RI定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第19条 改正

第1節—改正の方法。本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第2節—第2条と第4条の改正。第2条（名称）および第4条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提供することができる。

（2023年6月版）

京都東山ロータリークラブ細則

第1条 理事および役員の選挙

第1節

会長は、本クラブの理事・役員を選挙すべき年次総会において、指名委員会に対して、さきに選出されている会長エレクト及び次年度の直前会長のほか、次年度の副会長、次々年度会長を含む9名の理事の指名を求めなければならない。ただし、会長エレクトの要求があった場合は別に4名以内の理事の指名を求めることができる。いずれの場合も、指名を求める理事の数は奇数でなければならない。指名委員会の発表及び当該年次総会における承認をもって、次々年度会長ならびに次年度理事・役員が正式にクラブから選ばれたものとする。この指名委員会はクラブ内規に従って設置される。

第2節

理事は、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事を含む9名とし、議決権を有する。役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計、会場監督とし、1名または数名の副会長を役員に含むことができ、これら全員を理事会メンバーとする。ただし、役員は議決権を有しない。

第3節

第1節で選ばれた次々年度会長予定者は、次の7月1日に始まる年度に会長エレクトを務め、次々の7月1日に始まる年度に会長に就任するものとする。

第4節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事会のメンバーの決定によって補填すべきものとする。役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの次年度理事会のメンバーの決定によって補填すべきものとする。ただし、会長エレクトに欠員が生じた場合は、会長は、当該指名委員会に再度会長候補者の推薦を依頼するものとする。会長エレクト研修セミナーと地区協議会の開催後に会長エレクトあるいは会長に欠員が生じた場合は、直前会長もしくは、それに準ずる会長経験者をもって補填し、臨時総会で承認を得るものとする。

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本細則第1条第1節ならびに第2節によって選出された理事・役員となる理事会とする。理事会の定足数は構成メンバーの過半数とする。理事会の要請があれば、会員はすべての理事会に出席し、発言することができるが、議決権を有しない。

第3条 役員の任務

第1節 会長

本クラブの会合および理事会において議長を務め、その他通常その職に付隨する任務を行うことをもって、会長の任務とする。

第2節 直前会長

理事会のメンバーとしての任務、および会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

第3節 会長エレクト

理事会のメンバーとしての任務、および会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって、会長エレクトの任務とする。

第4節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、そのほか通常その職に付隨する任務を行うことをもって、副会長の任務とする。

第5節 幹事

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作つてこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をR Iに対して行い、R I公式雑誌の購読料を徴収してこれをR Iに送金し、その他通常その職に付隨する任務を行うことをもって、幹事の任務とする。

第6節 会計

すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付隨する任務を行うことをもって、会計の任務とする。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第7節 会場監督

会場の監督、および通常その職に付隨する任務、およびその他会長か理事会によって定められる任務を行うことをもって、会場監督の任務とする。

第4条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月のいずれかの例会に開催されるものとする。そして、第1条第1節に定める選挙手続に従い、次年度の理事および役員を選出しなければならない。

第2節

本クラブの毎週の例会は火曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、すべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリークラブ定款の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリークラブ定款第12条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節

例会日がその週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合、その他正当な理由がある場合は、理事会の決議を経て、例会を取りやめることができる。但し、当該年度の例会日の合計数が42回を下回ってはならない。

第4節

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第5節

定款第10条第1節(d)に規定するメークアップは、例会の定例の時の前14日または後14日以内に行わなければならない。また、同(5)に基づいてクラブのウェブサイトを通じたメークアップを行う場合、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動への参加でなければならない。

第6節

定例理事会は、原則として毎月第1火曜日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって召集されるものとする。ただし、その場合、然るべき予告が行われなければならない。

第7節

理事および役員（ただし、会場監督を除く）の過半数をもって理事会の定足数とする。

第5条 入会金および会費

第1節

すべての会員は入会金及び年会費を納入しなければならない。入会金は15万円とし、入会承

認後直ちに納入すべきものとする。但し、以下の場合は、入会金の納入は義務付けられないものとする。

- (a) 他クラブに所属していたロータリアンが入会する場合
- (b) 本クラブの会員として受け入れられ、入会前2年以内にロータークトとしての会員身分を終了したロータークターが入会する場合
- (c) 会員資格条件に欠け、定款13条第2節の規定により会員身分を自動的に終結した会員が、同条項(a)により入会を許可された場合

第2節

会費は例会費などとともに四半期ごとに納入するものとし、それらの金額は当該年度の理事会が定める。なお、会費には各会員のR I 公式雑誌の購読料を含めて納入すべきものとする。購読の期間は、6ヶ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中途で会員でなくなった場合には、その期の末日をもって終わるものとする。

第3節

疾病または事故により1年以上例会を休会する会員については、本人からの申し入れがある場合で、相当な理由があるときは、理事会の決議により会費の一部を相当期間免除することができる。

第6条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、*口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により決定することができる。

(*注：口頭による採決とはクラブの投票が発声方式での同意によって行われた場合と定義する。)

第7条 五大奉仕部門

奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、および青少年奉仕である。本クラブは、奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第8条 委員会

クラブ委員会は、奉仕部門に基づいたクラブの年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長エレクト、会長、直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力すべきである。継続性を保持するため、可能であれば、委員会委員が同じ委員会を3年間努めるよう任命すべきである。会長エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は、同委員会の委員と

しての経験を有していることが推奨される。常任委員会は次の通り任命されるべきものとする。

- ・会員増強委員会

この委員会は、会員の勧誘と維持に関する包括的な計画を立て、実行するものである。

- ・クラブ広報委員会（公共イメージ委員会）

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、この計画を実施するものである。

- ・クラブ管理運営委員会

この委員会は、クラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

- ・奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的、および職業関係のプロジェクトを立案し、実施するものである。

- ・ロータリー財団委員会

この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。

- ・米山記念奨学委員会

この委員会は、米山記念奨学事業の目的達成に寄与するものである。

その他、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

(a) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(b) 各委員会は、本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。

(c) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

(注：上記の委員会構成は、地区リーダーシップ・プランおよびクラブ・リーダーシップ・プランに沿ったものである。クラブは、その奉仕と親睦のニーズを満たすために必要な委員会を設置する裁量権を持つ。そのような任意の委員会の見本一覧は、「クラブ委員会の手引き」に記載されている。クラブは必要に応じて、独自の委員会構成を考案することができる。)

(d) 会長はまた、理事会の承認の下に、会員増強委員会、クラブ広報委員会、クラブ管理運営委員会、奉仕プロジェクト委員会、ロータリー財団委員会、米山記念奨学委員会について、必要とされる特定分野を担当する委員会を設けるものとする。

- ・会員増強委員会

- 会員増強委員会（職業分類委員会を含む）

- 規定審議委員会

- ロータリー情報委員会

- 会員選考委員会

- ・クラブ広報委員会

- 広報委員会（インターネット委員会・雑誌委員会を含む）

- ・クラブ管理運営委員会

- クラブ奉仕委員会（出席委員会を含む）

- 親睦活動委員会

- プログラム委員会

- 会報委員会（記録委員会を含む）

- 姉妹クラブ委員会

- ニコニコ箱委員会

- ・奉仕プロジェクト委員会

- 職業奉仕委員会（ボランティア委員会を含む）

- 社会奉仕委員会（環境保全委員会を含む）

- 国際奉仕委員会

- 青少年奉仕委員会

- ローターアクト委員会

- インターラクト委員会

- ・ロータリー財団委員会

- ロータリー財団委員会

- ・米山記念奨学委員会

- 米山記念奨学委員会

第9条 委員会の任務

会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。その年度計画を立て、各委員会の任務を発表するにあたって、会長は、適切なR I 資料を参照し、奉仕部門を考慮に入れることとする。各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。会長エレクトは、上述の通り、ロータリ一年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に

提出するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

第1節 会員増強委員会

この委員会は、本クラブに相応しい会員の勧誘に努めると共に、クラブのロータリー環境を高め、退会の防止の諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。委員長は各委員会の会合に責任を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 会員増強委員会（職業分類を含む）

この委員会は、毎年遅くとも8月31日迄にその地域社会の職業分類調査を行い、その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成し、未充填の職業分類を充填するために適當な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。あわせて、会員の退会防止にも努める。

(b) 規定審議委員会

この委員会は、クラブ定款・細則、内規などに対する情報を提供し、定款・細則、内規などの趣旨を全会員に対して周知徹底を図るようにする。

(c) ロータリー情報委員会

この委員会は、

- (1) 会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、
- (2) 会員、特に新入会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、
- (3) 会員にロータリー、その歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、
- (4) 会員に国際ロータリーの管理運営の動向についての情報を提供する万策を考案し　これを実施するものとする。

(d) 会員選考委員会

この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

第2節 クラブ広報委員会（インターネットを含む）

この委員会は、広く地域の人々にロータリーを知ってもらうためのあらゆる方法を奉仕委員会とも連携をとって、その方策を考案し実施するものとする。委員会のあらゆる活動について理事会に報告するものとする。

(a) 広報・雑誌委員会

この委員会は、広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。また、「ロー

タリーの友」などロータリーの雑誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって会員およびロータリアン以外の人々にも役立てるものとする。ならびに、インターネットを活用し、HP（ホームページ）を通じて地域の広報活動を行い、会員のメールアドレス取得をサポートし、会員への情報発信と情報の共有化を図り、会員相互のコミュニケーションの場のひとつとなるよう、心掛ける。

第3節 クラブ管理運営委員会

この委員会は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。委員長は委員会の定例会合に責任を持ち、全活動について理事会に報告するものとする。

(a) クラブ奉仕委員会（出席委員会を含む）

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施すると共に、全ての会員があらゆるロータリーの会合に出席することを奨励する。特に、クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の責務を奨励し、出席規定を周知せしめ、出席率の向上に努める。

(b) 親睦活動委員会

この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課す任務を果たすものとする。

(c) プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(d) 会報・記録委員会

この委員会は、クラブ週報を刊行するにあたり、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。なお、年間のクラブの諸活動について文書、写真、音声、並びに動く映像など、各種の方法を使って記録にとどめ、その資料を整理保管し、次年度早々に年次報告書を作成し、クラブの一貫した記録が代々積み重ねられて行くことに努めなければならない。

(e) ニコニコ箱委員会

この委員会は、ニコニコ箱への会員の自発的な拠金を勧奨し、管理し、適宜発表することにより、会員相互のコミュニケーションを図るとともに、例会場に善意とユーモラスなムードをかもしだし、ひいては各奉仕委員会に対する経済的援助になっている意義を全員に周知せしめな

ければならない。

(f) 姉妹クラブ委員会

この委員会は、既存の姉妹クラブと当クラブとの交流の窓口となり、相互の情報の交換を通じ、姉妹クラブ締結の実をあげるべく努めなければならない。

第4節 奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、ロータリーの理念である五大奉仕を統括し、それを地域ニーズに合った奉仕活動の実践に寄与するための、指導と援助を与えるような方策を推奨するものとする。

(a) 職業奉仕委員会（ボランティア委員会を含む）

この委員会は、本クラブ会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、職業における慣行の一般水準を上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。また、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督し、調整するものとする。そしてまた、この委員会は、ボランティア奉仕の参加機会のあることを、広く会員に伝え、ボランティアに対する会員の理解を深めると共に、奉仕プロジェクトの完了に協力するものとする。

(b) 社会奉仕委員会（環境保全委員会を含む）

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ奉仕活動並びに、地域の環境の質を調査、改善するよう心がけることをも合わせて実施するものとする。

(c) 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

(d) 青少年奉仕委員会

この委員会は、本クラブ会員が、青少年奉仕活動に関する諸責務を遂行する上で役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。

(e) ロータークト委員会

この委員会は、提唱するロータークトクラブを通じて、次代の実業界並びに地域社会の指導者となる青年の指導と育成に努めるものとする。

(f) インターアクト委員会

この委員会は提唱するインターフラブを通じて青少年の指導と育成に努めるものとする。

第5節 ロータリー財団委員会

この委員会は、クラブ会員に国際理解と親善の促進という、ロータリー財団の目標達成のため年次基金寄付、恒久基金寄付、使途指定寄付、大口寄付などのロータリー財団の寄付と認証を奨励するとともに、地区補助金やグローバル補助金の活用について指導する。また国際奉仕委員会と協調してグローバル補助金活動を成功に導くため諸補助金の申請・報告書作成に協力するものとする。

第6節 米山記念奨学会

この委員会は、会員に米山記念奨学事業の理解を広め、国際理解と親善の目的達成の推進に協力するものとする。

第10条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、12カ月を超えない限りにおいて、本クラブの例会出席を免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は、会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブ例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。ただし、ロータリークラブ定款の規定に基づいて認められた欠席は、本クラブの出席記録に参入されない。)

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12か月間までとする。ただし、健康上の理由あるいは子供の誕生等により12か月間を超えて欠席となる場合は、理事会は改めて、当初の12か月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、一つまたは複数のクラブで少なくとも20年の会員歴があり、さらには出席規定の適用を免除されたい意思を書面をもってクラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第11条 財務

第1節

各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第2節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第3節

すべての勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

第4節

すべての資金業務処理は、毎年1回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

第5節

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第6節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より9月30日、10月1日より12月31日に至る期間および1月1日より3月31日、4月1日より6月30日に至る期間の四半期に分けるものとする。人頭分担金とR I公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第7節

当クラブは京都東山RC基金（旧青少年育成奨学基金）を設けるものとし、この基金制度は次のとおりとする。当クラブの活動の一環として、奉仕の理想または国際理解、親善、平和を推進するため、大きな意義があり、かつ価値ある事業を行う場合に、この基金を使用することができる。この基金を使用する場合には、理事会の承認を経て、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2以上の賛成投票によって承認を得なければならない。なお、このようにして基金を使用したときは、本クラブの会員は、当該取崩した金額に相当する金額の復元に努めなければならない。

第12条 会員選挙の方法

第1節

本クラブの（ロータリークラブの）正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または元他クラブに所属していた会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

第2節

理事会は、その被推薦者が標準ロータリークラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節

理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込書に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について投票を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をR Iに報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは役目に配属する。

第7節

クラブは、標準ロータリークラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。理事会は、ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に推薦するものとする。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

第8節

一定の任期の間、選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第13条 職業分類

第1節

定款第9条第1節に規定する職業分類の修正は、正当な理由がある場合でなければならない。また、是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告が与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいはR I 理事会によって定義されたローターアクターあるいはR I 理事会によって定義されたロータリー学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第3節

定款第13条第3節(b)の規定により元会員が会員身分の復帰を要請した場合であっても、同人の以前の職業分類が本細則第13条第2節に適っていない場合、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節

定款第13条所定の理由により理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を推薦してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

第14条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第15条 議事の順序

- ・開会宣言
- ・来訪者の紹介
- ・来信、告示事項およびロータリー情報
- ・委員会報告（ある場合）

- ・審議未終了議事
- ・新規議事
- ・スピーチその他のプログラム
- ・閉会

第16条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されなければならない。標準ロータリークラブ定款およびR I の定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

(2023年6月版)

京都東山ロータリークラブ内規

第1条 指名委員の選出

クラブ細則第1条第1節の指名委員会設置のため、理事会は指名委員選挙管理委員長および同委員若干名を委嘱する。すべての会員は指名委員選挙において選挙権をもつ。選挙は5名連記とし、不在投票は認めない。5名の指名委員を選出する選挙は毎年8月に行われるものとする。但し、最下位当選者が複数の場合、選挙管理委員長の指定する抽選により委員を決定する。

第2条 指名委員の資格

指名委員に選出される資格は、満5年以上当クラブに在籍したものとする。ただし4年以上の連続再任は認めない。

第3条 指名委員会の構成

選出された5名の委員に、直前会長、会長、会長エレクト及び会長会が推薦したパスト会長1名を加えた合計9名で委員会を構成する。なお、幹事は、オブザーバーとして指名委員会が開催する会合に出席することができる。委員長は委員の互選とする。

第4条 指名委員会の任務

クラブ細則第1条第1節に加え、5名のクラブ戦略策定委員を選考する。

第5条 クラブ戦略策定委員会

この委員会は、効果的なクラブの要素を取り組む長期目標を立案し、長期目標を支える年次目標を設定する。

(a) 委員

直前会長・当年度会長・次年度会長・当年度幹事の他、指名委員会から選考された5名の会員を理事会の承認を経て9名で構成される。なお、5名の任期は留任を妨げないが毎年見直すこととする。ただし、留任は3年以内とする。委員長は選出された5名から当年度会長が指名するものとする。

(b) 任期

クラブ長期目標を策定し、前年度目標の検証、次年度目標の設定を行なう。

第6条 会長会

本クラブにパスト会長、直前会長、会長をもって構成する会長会を設ける。

なお、会長エレクト及び幹事はオブザーバーとして出席することができる。

会長は本会を召集し、直前会長がその議長をつとめる。会長あるいは理事会の要請があった場合および会長を除く本会の構成メンバーが3名以上開催理由を記載して会長に要請があつた場合に本会を開催する。本会の任務は、第1に会長あるいは理事会の要請のあつた事項について協議し又は諮問に答えること、第2にパスト会長1名を指名委員として指名委員会に推薦することにある。

第7条 新会員の推薦

新会員の推薦については、会員候補者を熟知している2名の推薦者を必要とする。2名の推薦者はいずれも本クラブの会員でなければならない。推薦者は、候補者が入会したのちも将来にわたり当該会員の指導につとめるものとする。他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。

第8条 財務

- (a) 予算および決算を含む会計事務処理については、「会計処理要項」に準拠し行うこととする。
- (b) 本会の職務により生じる登録料、会費その他職務上当然負担すべき費用はクラブ会計より支出する。
- (c) ニコニコ箱の収入は別途に積み立て、原則として職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕、ローターアクト、インタークトの各部門の奉仕活動の費用に充当する。
- (d) 京都東山RC基金（旧青少年育成奨学基金）は、一般会計より区分して管理するものとし、会員の自発的な拠金、理事会の議を経て繰り入れることを定めた臨時収入、決算に余剰金が生じた場合の繰入れ金、および基金の運用収益のうち使用されなかつたものを原資として構成する。

第9条 例会役務代行順位

	第 1 位	第 2 位	第 3 位
会 長	副 会 長	直 前 会 長	直 前 副 会 長
幹 事	副 幹 事	直 前 幹 事	直 前 副 幹 事
会 場 監 督	副会場監督	直前会場監督	直前副会場監督

第10条 同好会

- (a) クラブ会員とその家族を含め同好の有志が参加し、相互の親睦を図ることを目的とする。
- (b) 隨時、他のロータリークラブの趣味を同じくする同好会とも交流をもち、親睦の輪をより広げていく。

第11条 慶弔

- (a) 会員および家族、パスト会長もしくはこれに準ずる者でかつて会員であった者並びに他のロータリークラブ等の慶弔に際し、本クラブより慶弔の意を表す方法は、あらかじめ理事会において取り決めておくものとする。それにのつとり、実際の運用は幹事の裁量に委ねる。
- (b) 毎年8月のいずれかの例会を追悼例会とし、物故会員の追悼を行う。

(a)項の「慶弔の意を表す方法」に関する理事会の取り決め：

パスト会長およびこれに準ずる者でかつて会員であった者の弔事を表す方法としては、幹事の裁量によって、

- ①逝去された方の氏名、逝去日時及び告別式日程等の会員への周知、および
- ②本クラブ名での弔電や供花を行うことができる。

第12条 旅費規程

この規定は、京都東山ロータリークラブ会員が、その業務のため出張する場合における旅費の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

- (a) 理事、役員、委員長（代理を含む）が、業務のために京都市以外に出張した場合には、理事会の承認を経て、実費相当額の運賃を旅費として支給することが出来る。

第13条 改正

本内規はクラブ理事会において、構成メンバーの3分の2の賛成投票によって改正することができる。改正案が決議された場合、理事会は、速やかに全会員に対し改正条項とその理由を周知徹底せしめなければならない。

（2023年6月版）

会計処理要項

1. 総則

この要項は、本クラブ定款・細則・内規に基づき、会計処理に関する基準および手続きについて定めたものである。その取扱いに当たっては、本クラブの財政が会員より拠出された会費並びに善意の寄付金によって維持されるという事実にかんがみ、収支の状況及び財産の状態を適正、確実、明瞭かつ迅速に経理し、もってクラブ事務の能率的運営を図ることを目的とする。

2. 会計年度

本クラブの会計年度は、7月1日に始まり、翌年6月30日に終る期間とし、会費収納のために下記のとおり四半期に分けるものとする。

- ・7月1日から9月30日
- ・10月1日から12月31日
- ・1月1日から3月31日
- ・4月1日から6月30日

3. 会計の区分

本クラブの会計は、一般会計および特別会計に区分する。

- (1) 一般会計は、本クラブの経常活動に関する財務会計をいい、これを本会計とニコニコ会計に分ける。
- (2) 特別会計は、下記の会計および理事会において一般会計と区分して処理することを定めた財務会計をいう。

- ① 記念事業挙行に伴う会計
- ② ロータリー財団寄付金会計
- ③ 米山記念奨学金寄付金会計
- ④ 京都東山RC基金寄付金会計

4. 経理責任者

経理責任者とは、経理事務の最高管理者をいい、本クラブの会計がこれにあたる。ただし、会計全般の統括責任は幹事がこれに当たる。

5. 経理事務処理

経理事務処理は、事務局がこれにあたり、会計の指導監督のもとに処理する。

6. 帳簿および伝票

次の各号に掲げる帳簿および書類を備えて会計を処理する。

- ① 振替伝票
- ② 総勘定元帳
- ③ 現金出納帳、銀行勘定帳
- ④ 会費等の台帳
- ⑤ 資産および負債台帳
- ⑥ 予算書および決算書
- ⑦ その他の必要な帳簿類

7. 帳簿および伝票の整理

帳簿および伝票は、毎葉に順号を附して編綴し、会計年度毎に一括保存する。

8. 金融機関の取引

- ① 取引金融機関は、すべて理事会の指定するところとする。
- ② 銀行その他の金融機関との取引は、会長名をもって行うものとする。
- ③ 収納現金は、遅滞なく銀行に預け入れるものとする。

9. 小切手の振出

小切手の振出は、会計名義をもって行う。

10. 金銭その他の保管

- ① 金銭、金銭領収書、小切手帳その他の支払いに必要な物件は、事務局が厳重に保管するものとする。
- ② 銀行取引等に使用する印鑑は、会計が厳重に保管するものとする。

11. 出納事務

(1) 収納の処置

- ① 会計が、会費、自祝金、その他臨時的な金銭を収納したときは領収日付けを記入した領収書に領収印を押して交付する。
- ② 預金振込により金銭を収納したときは、銀行等に確認した後、前項に定める領収書を作成して交付する。

(2) 支払の処置

- ① 支払い要求者は、金額にかかわらず、支払指示書を会計へ提出しなければならない。
- ② 現金による支払いをするときは、事務局はその支払いの基団となる支払指示書あるいは請求書に幹事および担当理事の署名する伝票を作成添付し、会計の検印を受け支払いをする。
- ③ 前項の支払いは、原則として相手方金融機関への振込により行うものとする。
- ④ 原則として、支払いを必要とする期日より少なくとも2週間前までに支払指示書を会計へ提出しなければならない。
- ⑤ 事務運営上の小口払いについては、幹事の承諾の下、会計の指示を得て支払うことができる。

1 2. 事後の処理

- (1) 事務局は、現金については毎日の退所時に残高を関係帳簿と照合し、預貯金については、毎月末に残高を銀行帳簿と照合して、その正確を期さなければならない。
- (2) 事務局は、振替伝票に基づきすべての取引事項を総勘定元帳ならびに必要な補助帳簿に記帳しなければならない。
- (3) 会計は、毎月末日現在における合計残高試算表をすみやかに、幹事に提出しなければならない。

1 3. 決算

- (1) 決算は、各会計年度の会計記録を整理し、その期間の収支を計算するとともに、その期末の財政状態を明らかにすることをもって目的とする。
- (2) 会計は、毎会計年度終了後理事会の定める日までに次の決算関係書類原案を作成して、会長に報告しなければならない。
 - ① 予算額、決算額対照収支計算書
 - ② 財産目録
- (3) 会長は、前条の決算書類を理事会に提出してその承認を得たのち、クラブ会計監査の監査を受け、8月最終例会までに全会員に報告するものとする。

1 4. 予算

- (1) 理事会は、翌年度予算の編成に必要なる方針、その他編成の基礎となる事項を決定し、会計に通知する。
- (2) 会計は、前項の通知に基づき、各委員会の当年度事業内容、翌事業年度事業予定およびこれに伴う経費見積額と翌年度における収入見積額とを勘案し、努めてその節減を期するものとする。
- (3) 会計は、予算原案作成後理事会に諮り、会員の同意を得て決定するものとする。

15. 予算の実行

- ① 予算は、適正厳格に実施されなければならない。
- ② 会計は、予算に定められた目的および金額を超えて経費が支出されないよう常に監査すると共に、その節減を図るものとする。

16. 事業報告

担当理事は、各事業の予算書および決算書を理事会に提出し、その承認を得なければならぬ。

17. 補正予算

やむを得ず会計期間中に予算が不足するにいたったときは、予備費の範囲内で補正予算を組むことができるものとする。この場合は、理事会において担当理事が、その理由並びに必要とする金額の説明を行い、承認を得なければならない。

18. 改 正

本要綱はクラブ理事会において、構成メンバーの3分の2の賛成投票によって改正することができる。改正案が決議された場合、理事会は、速やかに全会員に対し改正条項とその理由を周知徹底せしめなければならない。

(2023年6月版)